

令和4年度第1回さいたま市入札監視・苦情検討委員会の会議概要

日 時：令和4年8月25日（木）

午後2時05分から午後3時30分まで

開催方法：さいたま市役所 別館2階第7委員会室

出席者：小林委員長、川島委員、高端委員、平澤委員

欠席者：近藤委員

事務局：契約管理部長、契約管理部参事、契約課長、契約課課長補佐、契約課工事契約第1係長、契約課契約管理係長、水道局業務部長、管財課長、管財課副参事、管財課契約係長
他3名

<報告>

【報告第1号 建設工事の発注標準について】

（委員）

（1）の改正後の評価基準について、①と③は労務管理の観点からの評価で、②はこれらと直接関連が無いように思えるが、一緒の評価項目とした理由は何か。

（事務局）

②に関しては平成28年の担い手三法の改正に基づき、公共工事建築法で取り組むべき項目として取り上げられたものであり、自社保有又は長期リースの建設機械を保有していることが安心・安全につながるという観点から今回の基準を設けております。

（委員）

（1）の②の評価基準について、建設機械は自社所有又は長期リースが対象となっているが、短期リースがいけない理由は何か。

（事務局）

安心・安全の面から、災害時等などの緊急時に円滑かつ迅速に対応できるようにするために自社所有又は長期リースが対象となっております。

【報告第2号 工事請負契約に関する入札及び契約状況について】

意見・質問なし

【報告第3号 入札参加停止状況について】

（委員）

様式第3号のNO. 7に関して、契約締結後の辞退について、停止となる理由は何か。

（事務局）

さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱第2条の別表第2第6号に基づき入札参加停止となっておりますが、落札決定後に辞退することにより再入札となり、結果として事業の進捗が遅れることから、一定のペナルティを科すべきとの考え方のもと参加停止の基準を設けているものでございます。

(委員)

さいたま市以外の他自治体で落札決定後辞退となった案件についても、入札参加停止の対象になるのか。

(事務局)

本市以外の自治体で落札決定後辞退となった案件は、本市への入札契約事務に直接の影響を及ぼさないことから、入札参加停止の対象外となります。

(委員)

落札前に辞退をした場合は入札参加停止となるのか。

(事務局)

落札前の辞退は入札参加停止の対象にはなりません。

(委員)

市内本店業者だけでなく、市外本店業者も入札参加停止の対象となるのか。市内本店業者はあるのか。

(事務局)

市内本店業者だけでなく、市外本店業者も入札参加停止の対象となります。市内本店業者は、NO.7の業者のみとなります。

<議案>

【議案第1号 工事請負契約に係る審議（一般競争入札）】

・議案第1号その1

(委員)

最低制限価格でくじ引きが多くなっている理由は何か。

(事務局)

予定価格の基礎となる積算システムが改正されたタイミングであることから、対応できた業者とそうではない業者で差が出たものと考えております。

(委員)

最低制限価格未満で無効が多くなっている理由は何か。先ほどの事務局の回答にあるとおり、予定価格の基礎となる積算システムに対応できた業者とそうではない業者で差が出たと認識してよいか。

(事務局)

お見込みのとおりです。

(委員)

この事案は予定価格や最低制限価格を公表しているのか。

(事務局)

最低制限価格は公表しておりません。この案件の予定価格は事後公表です。

(委員)

最低制限価格でのくじ引き事案が増えている印象を受けており、業者側も市販されている積算システムを導入しており、比較的積算が容易であるものについて、最低制限価格を予想したうえで入札に参加していると思う。本案件のように最低制限価格と同額の入札が多数となり、くじにより落札者を決定するようなケースは結果として価格競争になっていない印象があるため、事前に最低制限価格を

公開したうえで対応できる業者のみ入札に参加させる方が良いのではないか。

(事務局)

この事案は舗装工事であるため、比較的積算をしやすい事案であることから、最低制限価格でのくじ引きとなったという認識でおります。委員のおっしゃる通り、事前に最低制限価格を公開したうえで対応できる業者のみ入札に参加する方法は、最低制限価格でのくじ引きとなっている事案も増えていることから課題だと認識しておりますが、制度の根幹に関わることになるので難しい問題だと認識しております。

(委員)

入札参加資格で市内に本店を有していることとしている理由は何か。

(事務局)

市内業者の育成の観点から、入札参加資格は原則として市内本店業者であることを条件としております。なお、工事の内容によって市外業者の参加を求めることもありますし、特定調達契約の場合は原則として地域要件を設けることができません。

・議案第1号その2

意見・質問なし

・議案第1号その3

(委員)

一抜けのため辞退とあるが、これは何か。

(事務局)

同じ日に同種、同規模の案件が複数件あった場合、先に落札候補者となった業者はそれ以降の入札に参加できない取り決めを設けております。同一業者が同様の案件に参加できないようにすることで、受注機会を確保しているものでございます。

(委員)

一抜け方式とする場合はどのくらいの数の入札で調整をするのか。同じ日に同規模の入札はどの程度あるのか。

(事務局)

日により発注件数は変わりますが、水道局は2本～10本を一抜け方式で行っております。一抜け方式を導入するかどうかは、入札本数や直近の入札参加者によっても変わってくるため、競争性を確保しながら受注機会が確保できるように配慮して決定しております。

(委員)

辞退が多いような印象を受けるが。

(事務局)

業者により様々な理由があると思われませんが、入札参加申請の後、入札をするまでの間に技術者の割振りや仕様書、積算を詳細に検討した結果、辞退することもあると思われれます。

・議案第1号その4

意見・質問なし

【議案第2号 工事請負契約に係る審議（指名競争入札）】

（委員）

この案件は落札率が低い、最低制限価格は設けないのか。

（事務局）

最低制限価格は予定価格が250万円以上の案件に適用しており、本案件はそれ以下のため適用していません。

（委員）

この事案は予定価格と大きく開きがあるが、ダンピング防止や工事の品質は確保出来ているのか。ダンピングはないという認識か。

（事務局）

事前に決めた単価にあたり、工事の必要が出た際に予算の範囲内で行うものです。また、最低制限価格はダンピング防止の観点から250万円以上の案件に適用しているものですが、ダンピング防止は全体として意識をしているところです。また、本案件は単価契約につき工事検査は行っておりませんが、工事が終わった後、工事所管で確認も行うため品質確保は出来ており、何か問題があれば工事所管から報告がありますので、そういった状況があれば契約課として把握をしております。

（委員）

この事案は予定価格と大きく開きがあるが、この開きについてどのように考えているか。赤字覚悟で実績を積むために業者は参加したのか。

（事務局）

本案件は最低制限価格を適用しない案件ということでレアケースではありますが、本案件で品質が確保されない事態が起きたということは聞いておらず、特段の分析を行ってはおられません。工事所管が別におり、第三者の立場で契約部門として入札を行っており、契約部門から金額が低いことについて個別に業者へのヒアリングを行うことは難しいところですが、説明責任の部分からも意識をしていくようにしていきたいと考えております。なお、推測にはなりますが、本案件は発注案件が少ない4月頃の発注ということもあり、業者側でも手が空いていたなど、実績を積むために、最低制限価格がないため業者としてギリギリのところでの応札になったということも考えられます。

【議案第3号 工事請負契約に係る審議（総合評価方式）】

意見・質問なし